

# 千葉市市長賞交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における公益若しくは公共の福祉の増進又は芸術、学術、スポーツ等各分野の振興等を目的として、各種団体が主催する大会、イベント、コンクールその他の行事（以下「行事等」という。）において優れた成績を収めたものを賞するため、行事等を主催する団体に対し市長賞を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(市長賞の交付)

第2条 市長賞の交付は、賞状の交付により行うものとする。ただし、主催者が賞杯等を用意する場合は、その賞杯等に市長賞の名義を使用することにより行うことができる。

(交付対象)

第3条 市長賞の交付の対象となる行事等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 参加者の勝敗、成績、成果等によって順位、優劣等を競い、特に優秀な成績を収めたものに市長賞を贈呈する行事等であること。

(2) 開催地が市内であること。ただし、市外で開催される行事等のうち次に掲げる行事等で、市長賞を交付する相当の理由があると認められるものは、交付の対象とすることができる。

ア 国又は他の地方公共団体から、市長賞又は市長賞に相当する賞が多数交付される行事等

イ 姉妹・友好都市関連行事等、本市と特に縁故が深いと認められる行事等

ウ 全国規模の団体又は主に本市を活動の拠点とする団体が開催する行事等のうち、参加者の多数が千葉市民であり、又は参加者が千葉市内の団体に限定されている行事等

(3) 概ね20人以上の参加者が見込まれる行事等であること。ただし、当該行事等に先立ち選抜等が行われた結果、参加者が20人に満たない場合又は行事等に多数の来場者が見込まれるなど、市長賞を交付することが公益に資すると認められる場合にあつては、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、市長賞を交付しないことができる。

(1) 開催しようとする行事等が、本市の主催するもの、著しく公益性を欠くもの又は営利目的、政治的若しくは宗教的な目的その他公共の福祉に反する目的で開催するものであるとき。

(2) 行事等を行う団体の設立目的又は活動内容が公共の福祉に反するものであるとき。

(3) その他市長賞の交付を行うことが不適當であると認めるとき。

(交付申請)

第4条 前条に定める行事等を主催する団体で、市長賞の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、当該行事等の開催予定日の1月前までに、市長賞交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、市長が別に定める日までに提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請の内容が適正であると認めるときは、市長賞交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、市長賞を交付するものとする。

(変更の報告)

第6条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第4条の規定による申請の内容について著しい変更が生じるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(決定の取消)

第7条 市長は、交付決定後であっても、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により第5条の規定による決定を受けた場合

(2) 法令に違反した場合

(3) 第3条の規定に違反する事実が判明した場合

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長公室長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。